

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

奈良県

2 構造改革特別区域の名称

やまとIT人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

奈良県の全域

4 構造改革特別区域の特性

奈良県は、大阪市・京都市等大都市圏に距離的に近いことから、仕事を含め、生活の様々な面で大都市圏への依存度が高い傾向にあり、県外就業率も30.9%と、全国平均の8.1%を大きく上回っており、47都道府県中、最も高い率となっている。(H12:総務省「国勢調査報告書」)

県内企業の大半が中小企業であり、中でも小規模零細企業が過半を占め、下請け事業者が多く、独自技術を持たない企業では、元請け企業の海外への生産移管により厳しい状況にある。一方で、県内には国内または海外のトップシェアを誇る企業やオンリーワン製品・技術を有する企業が少なからず存在し、多くの特許を保有しており、特許出願率は8.0%(H14 全国15位)で、全国的にも高い水準にある。

また、1人当たりの県民所得は、2,641千円で全国26位(H15:内閣府「県民経済計算年報」)で、産業就業者割合では第1次産業が3.2%(H12:総務省「国勢調査報告」)、第2次産業が29.15%(同)、第3次産業が65.91%(同)であり、第3次産業が2/3となっており、これは、全国的にみても上位に位置づけられ、特に、ソフト系IT産業開業数は大きな伸び(H16:国土交通省「ソフトIT産業の実態調査」)を示しており、今後もこの傾向が続くと予想される。

このようなことから、本県では、平成13年7月に「奈良県新総合計画後期実施計画」(H13~17年度)を策定し、IT関連施策を明確化すること及び国の「e-Japan戦略」との整合性を図りながら、行政の情報化、「電子県庁」を支える確かな行政情報基盤の形成、県民生活の情報化、産業の情報化、地域情報基盤の形成を5つの柱とする「電子奈良県庁」推進指針を策定し、本県の情報化施策を推進してきたところである。

その中で、高速通信網等のインフラ整備とともに、ITを支える人材の育成の重要性を認識し、企業内のIT技術者の育成や学校教育における情報教育の強化による次世代育成などを進めてきたところである。また、平成15年3月「奈良県科学技術振興指針」、平成17年3月「なら産業活性化ビジョン」、平成18年3月「やまと21世紀ビジョン」をそれぞれ策定し、その中においてもIT基盤の利活用とともに、地域産業を支えるIT技術者の養成、学校教育における情報化教育の更なる強化を図り、地域経済の活性化を図ることとしている。

また、企業においても、企業内の人材の育成やスペシャリストの活用などを今後の企業経営の重点課題として挙げており、基本的なスキルを身につけたIT人材への需要ニーズは高いが、

十分な人材確保に至っていないのが現状である。

そのため、IT人材育成の環境整備等により基本的な技術を習得した人材の確保が望まれているところである。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) IT人材育成

今後の奈良県産業将来像の中で、人材の育成・確保を基本戦略の重点項目として位置づけており、大学等との連携、外部人材の活用、社内育成など体系的な育成・確保を目指している。

ITを活用した企業経営においては、ITスペシャリストの育成・確保が必要かつ重要な戦略である。

初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験は、情報処理に関する国家資格のうち、最も基本となる資格として位置づけられており、構造改革特別区域にすることによる機会の増大を図ることにより、質的・量的に充実したITスペシャリストの育成・確保に有効である。

(2) IT人材育成基盤の拡大

初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験は、コンピュータの基礎知識のほか、経営管理、財務会計、知的財産権等の関連法規まで、情報処理に関する広範な知識を体系的に学習することが必要とされている。

本県では、学校教育や高等職業訓練校などで、IT関連資格試験に向けてた学習環境づくりに努めるとともに、奈良県工業技術センターや(財)奈良県中小企業支援センターでも企業内におけるITスペシャリストの育成を支援してきたところであり、平成17年度の初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の合格者数は、それぞれ21位、20位に位置づけしている。(「平成17年度情報処理試験」独立行政法人情報処理推進機構)

今回、民間資格CIWアソシエイト資格取得者で特別区域内に開設された講座の修了者が初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の午前試験の免除を受けることは、ITスペシャリストを目指す若者にとって受講講座等の選択肢の拡大と午後試験に集中できることによる負担軽減が図られ、受験機会を増大することにより、受験者数の増加を促進されることから、IT関連企業への就職を目指す学生の増加、県内企業のIT化を促進し、地域経済の活動の活性化につながるものと期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回申請する「やまとIT人材育成特区」は、本県の産業の将来像を実現するための基本戦略、また、ITを活用した地域経済活性化の実現を図るため、その基盤となるITスペシャリストの育成・確保を目指すものである。

そのために、IT関連の資格取得向上(初級アドミニストレータ及び基本情報技術者)に期待し、質的・量的に若年層におけるIT人材を輩出し、県内企業等の雇用ニーズに対応するとともに、地域経済活性化を図るものである。

(1) IT関連資格取得の向上

今回の当該特例措置として午前試験が免除になることにより、実質的に受験者の負担軽減され、受験者が増加し、結果として合格者数、合格率双方の向上が見込まれることから、その目標値を次のとおり設定する。

試 験 名	現状（平成17年度実績）			目標値（平成20年度）		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
初級システムアドミニストレータ試験	1,524	426	28.0%	1,600	480	30.0%
基本情報技術者試験	1,203	210	17.5%	1,250	250	20.0%

（2）産業の情報化の推進・IT関連産業育成・地域経済活性化の実現

情報通信技術の進展により、企業を取り巻く環境の変化が激しく、情報化することが企業戦略上不可欠な状態であり、企業における情報化対応の費用も増大しており、自社におけるIT人材の育成やITスキルをもった人材の確保が急務である。このようなことから、本県における若年層のIT人材を育成するより、県内企業のITスキルを持った人材の確保が容易となり、企業競争力がアップし、企業活動の活性化を促し、本県産業の情報化のより一層の推進につながり、ひいては地域経済活性化が実現される。また、本県は、IT関連企業が少ない現状であるが、県内企業のIT関連事業への参画や新規起業などが促進される。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

（1）地域経済の活性化

今回、当該特例措置を講じることにより、IT関連資格を目指す若年層の増加が予想され、より多くのITスキルを持った若者が輩出でき、県内企業のニーズに即した雇用が促進され、企業活動の活発化につながり、結果として大阪等への人材流出への歯止めとなり、地域経済の活性化が期待できる。

（2）企業の新事業展開の推進

急激な高齢化や健康に対する関心の高まり、情報通信技術の進展に伴う提供コンテンツの増大などを背景に、健康・福祉産業、情報通信分野への参画を目指す県内企業にとって、ITスキルを持った人材の確保が重要なキーとなってくる。

また、本県は多くの世界遺産や豊かな自然資産を有する観光県であり、観光産業の育成・活発化が地域の活性化に直接的な影響を与えることから、新サービスの提供や新規商品の開発、情報提供等あらゆる分野でITスキルを持った人材が必要とされる。今回の特例措置により、結果として多くの、また一定水準以上のITスキルを持った人材が輩出されることで、県内企業の高い技術力をより高め、サービスや商品の付加価値の創出など企業の競争力が増大され、本県の活性化につながることが期待される。

8 特定事業の名称

1131(1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132(1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業
その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 次世代育成のための情報教育の推進

- ・ 学校における情報教育を充実させるため、教員にe-ラーニング等Web上を含めた多様な研修機会を提供し、指導力強化を図る。
- ・ インターネットやコンピュータをより多く活用した授業を推進するため、校内でのLAN整備を推進する。
- ・ マルチメディア、デジタルコンテンツ教材を作成し、多くの授業に取り入れる。
- ・ インターネットを活用し、国内外の生徒達との交流事業や大学等の遠隔講義を実施する。
- ・ 高度情報化社会で適切な活動が行えるよう基礎知識や考え方など、情報モラル教育を推進する。

(2) 企業活性化の支援

- ・ 県内の製造業の開発担当者等を対象としたCAD/CAM技術者研修を行い、企業の技術力の向上を支援する。
- ・ 県内企業の研究者、技術者を奈良県工業技術センターに受入れ、ORT方式の技術研修を行い、企業の技術開発力の向上を支援する。
- ・ 中小企業者に経営支援に資する情報や研究者、技術者の人材情報などデータベース化して、関係団体等を通じて提供する。

(3) 地域経済活性化の支援

- ・ 多様な観光・交流機会の創出に向け、さまざまな観光情報をニーズに合わせて、データベースを拡充し、提供する。
- ・ 携帯電話による位置情報や文化資源、宿泊施設など観光情報をリアルタイムに提供できる仕組みを作る。
- ・ 本県で整備した高速・大容量の「情報通信基盤」である大和路情報ハイウェイを民間企業や大学・研究機関等に開放し、企業間ネットワークや研究機関等のネットワークとして利用することにより、企業経営や研究等を支援する。

(4) 就職支援のための技術講習

- ・ 就職を希望する県民等に必要な知識・技術を身につける講習を実施するとともに、就業機会の拡大をはかるため、就業に関する広範囲な情報提供を行う。

(5) 企業立地の促進

- ・ 企業ニーズの把握と用地等に関する情報提供を行うとともに、市町村との連携を図り、立地に伴う各種許認可事務手続きに係る負担を軽減するため、ワンストップサービスを推進する。

(6) ユビキタスネットワークを活用したまちづくり

- ・ ITを活用して、移動経路や交通手段、目的地等に関する情報を「いつでも、どこでも、だれでも」が利用できる環境を推進する。

(7) 利便性の高いサービスの提供

- ・ 各種申請・届出、公共施設の利用予約などを県・市町村との共同化によるオンラインサービスを実施・拡充する。
- ・ 県税の電子納税システムや自動車保有関係手続きのワンストップサービスを導入する。

別紙 1

1 特定事業の名称

1 1 3 1 (1 1 4 3) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 有限会社 e - A i d ハロ - ! パソコン教室 富雄校

所在地：奈良県奈良市富雄北 1 - 1 2 - 4 アゴラハイム 1 F

(2) 有限会社フリップキャスト ハロ - ! パソコン教室 天理駅前校

所在地：奈良県天理市川原城 8 4 1 エンゼルビル 2 F

(3) 日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C) [修了認定に係る試験の提供者]

所在地：東京都千代田区鍛冶町 1 - 5 - 7 江原ビル 5 F

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「初級システムアドミニストレータ試験講座」(C I W 併用コース)

別添資料 1 のとおり

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「C I W ファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I W アソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある講座に 7 割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。ただし、当該の試験問題が独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) が提供する問題を使用し、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C) が作成し、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の審査によって認定された問題を使

用し、実施するものとする。

イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本CIW普及育成協議会（JACC）が行うものとする。但し、日本CIW普及育成協議会（JACC）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知する。

（４）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：「CIWアソシエイト」

試験科目：「CIWファンデーション」

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Webコンセプト
		2	Webサービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティー・リテラシー
		2	セキュリティー・マネジメント
		3	セキュリティー・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	eビジネスの設計	1	eコマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント

	出題分野		出題項目
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント I
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTMLコーディング I
		2	HTMLコーディング
		3	HTMLコーディング
		4	HTMLコーディング
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジー I
		3	拡張言語テクノロジー

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：平成13年6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

別紙 2

1 特定事業の名称

1 1 3 2 (1 1 4 4) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 有限会社 e - A i d ハロ - ! パソコン教室 富雄校

所在地：奈良県奈良市富雄北 1 - 1 2 - 4 アゴラハイム 1 F

(2) 有限会社フリップキャスト ハロ - ! パソコン教室 天理駅前校

所在地：奈良県天理市川原城 8 4 1 エンゼルビル 2 F

(3) 日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C) [修了認定に係る試験の提供者]

所在地：東京都千代田区鍛冶町 1 - 5 - 7 江原ビル 5 F

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「基本情報技術者試験講座」(C I W 併用コース)

別添資料 2 のとおり

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「C I W ファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I W アソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある講座に 7 割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。ただし、当該の試験問題が独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) が提供する問題を使用し、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C) が作成し、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の審査によって認定された問題を使

用し、実施するものとする。

イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本CIW普及育成協議会（JACC）が行うものとする。但し、日本CIW普及育成協議会（JACC）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知する。

（４）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：「CIWアソシエイト」

試験科目：「CIWファンデーション」

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Webコンセプト
		2	Webサービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティー・リテラシー
		2	セキュリティー・マネジメント
		3	セキュリティー・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	eビジネスの設計	1	eコマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント

	出題分野		出題項目
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント I
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTMLコーディング I
		2	HTMLコーディング
		3	HTMLコーディング
		4	HTMLコーディング
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジー I
		3	拡張言語テクノロジー

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：平成13年6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的知识を免除するものである。